○内閣府、総務省、経済産業省、令第一号

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）の施行に伴い、株式会社企業再生支援機構法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年三月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　茂木　敏充

株式会社企業再生支援機構法施行規則の一部を改正する命令

株式会社企業再生支援機構法施行規則（平成二十一年内閣府、総務省、財務省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則

第一条第一項中「株式会社企業再生支援機構」を「株式会社地域経済活性化支援機構」に、「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改め、同条第二項中「みて法人等」を「みて会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。以下「法人等」という。）」に改め、同項第一号中「以下この項」を「次号及び第三号」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「株式会社企業再生支援機構法（」を「株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号。」に改める。

第二条中第二十八号を第二十九号とし、第二十七号を第二十八号とし、第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七　独立行政法人都市再生機構

第三条第一項第八号から第十号まで及び第十八号中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改め、同条第十九号中「（以下「特別目的会社」という。）」を削る。

第四条第三項第一号中「企業再生支援委員会」を「地域経済活性化支援委員会」に改める。

第八条の次に次の三条を加える。

（劣後特約付金銭消費貸借等）

第八条の二　法第二十二条第一項第四号ロに規定する金銭の消費貸借であって主務省令で定めるものは、元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であって、担保が付されていないものとする。

2　法第二十二条第一項第四号ロに規定する社債であって主務省令で定めるものは、元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債であって、担保が付されていないものとする。

（地域経済活性化事業活動）

第八条の三　法第二十二条第一項第五号に規定する主務省令で定めるものは、地域における中小企業者その他の事業者（事業を開始する者を含む。次条第二号において同じ。）が行う次に掲げる事業活動であって、地域産業の高度化若しくは活性化又は雇用機会の増大に資するものとする。

一　新技術の研究開発及びその成果の企業化を通じた新たな事業の創出

二　独自に開発した技術又は蓄積した知見を活用した新商品の開発、新役務の提供その他の新たな事業の分野への進出

三　産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二条第四項に規定する事業再構築、同条第五項に規定する経営資源再活用又は同条第六項に規定する経営資源融合（前号に掲げる事業活動に該当するものを除く。）の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合）

第八条の四　法第二十二条第一項第六号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる者に対して投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項各号に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約した投資事業有限責任組合であって、金銭の借入れを行わないことを約しているものとする。

一　その事業の再生を図ろうとする事業者

二　地域経済活性化事業活動を行う事業者

第十三条第一項中「株式会社企業再生支援機構法施行令」を「株式会社地域経済活性化支援機構法施行令」に改め、同条第二項中「会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。以下「法人等」という。）」を「法人等」に改める。

第十四条中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（特定信託引受けの申込みに係る添付書面）

第十四条の二　法第三十二条の二第二項に規定する主務省令で定める書面は、次に掲げる書面とする。

一　特定信託引受けの申込みに至った経緯を記載した書面

二　特定信託引受けの申込みをした事業者に対して有する債権の額が最も多い金融機関等による当該事業者に対する事業の再生の支援の方針を記載した書面

三　その他参考となるべき事項を記載した書面

（特定出資の申込みに係る添付書面）

第十四条の三　法第三十二条の三第二項第四号に規定する主務省令で定める書面は、次に掲げる書面とする。

一　特定出資の申込みに至った経緯を記載した書面

二　特定出資の申込みをした金融機関等による貸付債権移転対象事業者に対する事業の再生の支援の方針を記載した書面

三　その他参考となるべき事項を記載した書面

（特定専門家派遣対象機関）

第十四条の四　法第三十二条の四第一項に規定する主務省令で定める者は、第八条の四に規定する投資事業有限責任組合の無限責任組合員である者とする。

（特定専門家派遣の申込みに係る添付書面）

第十四条の五　法第三十二条の四第二項に規定する主務省令で定める書面は、特定専門家派遣の申込みをした者における事業者の事業の再生又は地域経済活性化事業活動を支援する業務の実施体制を記載した書面その他参考となるべき事項を記載した書面とする。

第十五条を次のように改める。

（公表）

第十五条　機構は、毎年、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで、十月一日から十二月三十一日まで及び翌年一月一日から三月三十一日までの各期間ごとに、法第三十四条の規定による公表を行うものとする。ただし、第四項第十四号に掲げる事項については、事業年度ごとに当該公表を行うことができる。

2　前項の規定にかかわらず、機構は、次に掲げるときは、速やかに、法第三十四条の規定による公表を行うものとする。

一　法第二十五条第一項第一号の規定により認定を受けた事業者（以下この条において「認定事業者」という。）に係る再生支援決定又はその撤回を行ったとき。

二　認定事業者に係る買取決定等を行ったとき。

三　認定事業者に係る出資決定を行ったとき。

四　認定事業者に係る債権又は株式若しくは持分の譲渡その他の処分の決定を行ったとき。

五　一の再生支援決定（認定事業者に係るものに限る。）に係る全ての業務を完了したとき。

3　機構は、再生支援の申込みをした認定事業者があらかじめ申し出た場合には、買取決定等を公表するまでの間に限り、再生支援決定（再生支援決定の撤回を含む。）に係る法第三十四条の規定による公表を行わないことができる。